



給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していた子どもの人数 × 5万円

○対象者

妊娠されていた人（日本国内に住所を有する者）

※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

○申請に必要なもの

- ・妊娠が確認できる書類（親子健康手帳、診断書など）
- ・申請者（妊婦）本人を確認できる顔写真付きの書類
（マイナンバーカードや運転免許証、在留カードなど）
- ・妊婦本人の銀行口座の通帳やキャッシュカードの写し

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施しています。

給付金申請時などにお話を伺うことができます。

深い悲しみや辛く悲しい気持ち、誰にも話せないつらい気持ち
など、ひとりで抱え込まず相談してみませんか。

※申請や面談等の詳細については、担当窓口へ直接お問い合わせください。

※本リーフレットをご持参ください。（ご持参いただかなくても申請・面談は可能です。）

【お問い合わせ先】

浦添市 こども家庭センター（こども家庭課 母子保健係）

TEL 098-876-6825

8時30分～17時（土日祝除く）